

蓮田市自動販売機設置事業者募集に関する質問及び回答

Q1	<p>賃借料提案書(様式第2)を入れる封筒について代表者印で割印とありますが、支社代表者印での割印でもよろしいでしょうか。</p> <p>理由として、埼玉県外に本社をもつ企業は捺印に時間がかかるためです。様式1および様式2の捺印必要箇所に関しては先に本社に送付して捺印をしていますが最終的な金額の判断は支社で協議のうえ最終決定し封をしますので時間的制約を考えると本社に書類を送れないのが現状です。</p>
A1	<p>賃借料提案書を入れる封筒の割印については、本社が遠方にある事業者の場合は、賃借料提案額の決定についての権限を持つ支社長や営業所長等の印による割印でも結構です。</p>
Q2	<p>電気料の負担について、物件番号1(蓮田市文化財展示館)は、自動販売機メーターを設置者名義及び設置者の負担で設けるとありますが、新たに電柱を設け、設置者名義で電力会社と契約して、直接電力会社に料金を支払うのか、自動販売機に子メーターを取り付けて子メーター計測値により施設様に支払うのか、どちらでしょうか。</p>
A2	<p>物件番号1(蓮田市文化財展示館)の電気料は、設置者名義で電力会社と契約して、直接電力会社に料金を支払っていただきます。</p>